

個別労働関係紛争のあっせんのご案内

～労使トラブルの解決をお手伝いします～

このようなお悩みありませんか？

労働者の方

- ・事前に何の説明もなく解雇された。
- ・突然、説明もなく時給が引き下げられた。
- ・パワハラやセクハラを受けた。

使用者の方

- ・経営上の理由から、事前に十分説明し配置転換を命じたが、理由もなく拒否している。

労使関係でお困りの方をお助けします！！

解雇、賃金、配転問題など 職場を巡るトラブルの解決に、労働相談室と労働委員会が、連携プレーでサポートします。

個別労働関係紛争のあっせんは、個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

労働相談室



経験豊富な専門の相談員がじっくりお話をお伺いし、制度の案内や関係機関の紹介など、解決に向けたアドバイスを行います。

労働委員会のあっせんの窓口にもなります。

労働委員会



労使間での解決が難しいとき、3名のあっせん員（公益側・労働者側・使用者側）が、中立・公正な立場から調整を行い、話し合いを促進することで、円満解決へのお手伝いをします。

まずは、三重県労働相談室にご相談ください。あっせんは、三重県労働委員会が行います。ご利用は無料です。

(三重県労働相談室 津市栄町1丁目 891 三重県勤労者福祉会館1階)

☎ 059-213-8290